

計算書類に対する注記（法人全体用）

社会福祉法人 奈義町社会福祉協議会

令和 3年 3月31日 現在

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による減価償却を実施する。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金の計上

決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり、賞与引当金として計上する。

退職給付引当金の計上

将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき金額を退職給付引当金に計上する。

徴収不能引当金

金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

岡山県民間社会福祉従事者共済制度へ加入

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体第財務諸表（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

当法人では事業区分が1つしか存在しないため作成省略。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では事業区分に1つの拠点区分しか存在しないため作成省略。

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

当法人では収益事業を実施していないため作成していない。

- ・ 法人運営事業
- ・ 一般福祉事業
- ・ 高齢者一般福祉事業
- ・ さと丸バス等運行事業
- ・ 介護予防施設管理運営事業
- ・ 地域・包括支援事業
- ・ 認知症総合支援事業
- ・ 介護予防サービス計画事業
- ・ 訪問介護事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	136,896,405		5,393,658	131,502,747
定期預金(基本財産預金)	1,000,000			1,000,000
合計	137,896,405	0	5,393,658	132,502,747

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

[貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要]

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	272,124,000	140,621,253	131,502,747
車両運搬具	9,168,238	8,242,117	926,121
器具及び備品	1,094,565	991,771	102,794
合計	282,386,803	149,855,141	132,531,662

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

[貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要]

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

◇取引条件及び取引条件の決定方針等

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以上